

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可の基準

### (目的)

**第1条** この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「日影の許可」という。）に関して必要な事項を定め、当該制度の適切な運用を図ることを目的とする。なお、適合しない日影が及ぼす影響については、周囲の状況等を考慮しながら総合的に判断するものとする。また、市長が特に土地の状況等によりやむを得ないと認める場合は、これによらないことができるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この基準において使用する用語は法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 増築等 増築、改築、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をいう。
- (2) 既存不適格建築物等 法第3条第2項の規定に基づき、法第56条の2の規定が適用されない建築物及びその増築等について日影の許可を受けた建築物をいう。
- (3) 既存部分 本基準による許可申請時点で敷地内に存する既存不適格建築物等をいう。
- (4) 日影 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、法別表第四（は）欄に掲げる高さ（二の項及び三の項にあっては、川崎市建築基準条例で指定するもの）の水平面に生じさせる日影をいう。
- (5) 複合日影 既存部分及び増築等に係る建築物が生じさせる日影をいう。
- (6) 隣地等 隣地又はこれに接続する土地（道路、水面、線路敷、その他これらに類するものを隔てて接する土地を含む）をいう。

### (既存不適格建築物等の増築等の日影)

**第3条** 既存不適格建築物等の増築等を行う場合における日影の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 増築等に係る建築物（既存部分を除く。）の日影は、法第56条の2第1項本文の規定に適合しなければならない。
- (2) 複合日影は、次のいずれかに該当しなければならない。ただし、市長が公益上又は建築物の用途上やむを得ないと認める増築等で、隣地等に既存部分が生じさせる適合しない日影部分を増加させないものについては、この限りではない。なお、本号の規定は、増築等を行うことにより平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用する。
  - ア 敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、既存部分が生じさせる日影の領域における日影時間を増加させないこと。
  - イ 敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、法別表第4（に）欄の「敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間」以上となる部分を増加させないこと。

**(建築物の新築等の日影)**

**第4条** 建築物の新築等（新築及び増築等をいう。）を行う場合における日影の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 適合しない日影を新たに生じさせても、隣地等の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる建築物を対象とする。
- (2) 隣地等又は隣地等の部分が、次のいずれかに掲げるもの、その他これらに類するものであって、日照を必要とせず、かつ、将来にわたって建築物の敷地として利用される可能性がない場合又は居住の用に供する建築物等が建築される可能性がない場合は、当該部分については法第56条の2第1項本文の規定を適用しないものとする。
  - ア 電気事業法等による送電線用の工作物（鉄塔）の用地
  - イ 電気事業者等の変電所内にある変電施設部分
  - ウ 墓地
  - エ 道路等と敷地の間にその道路等と一体をなす修景的な機能の路線状の公園等がある場合で、敷地と道路、水面等の間にある幅の狭い土地（5メートル未満）
  - オ 鉄道及び軌道の線路敷地外の運転保安に関する施設等のある用地

**附則**

この基準は平成8年5月10日より施行する。

**附則**

この基準は平成17年8月8日より施行する。

**附則**

この基準は平成19年10月26日より施行する。

**附則**

この基準は平成30年4月1日より施行する。